

議案第64号

関市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について

関市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和元年8月26日提出

関市長 尾 関 健 治

提案理由

子ども・子育て支援法の一部改正に伴い、この条例を定めようとする。

関市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

関市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年関市条例第38号）の一部を次のように改正する。

別表第2の16の項中「保育給付」の次に「若しくは子育てのための施設等利用給付」を加える。

#### 附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の公布の日から子ども・子育て支援法の一部を改正する法律（令和元年法律第7号）の施行の日の前日までの間においては、この条例による改正後の関市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第2の16の項中「若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は」とあるのは「の支給、」と、「実施」とあるのは「実施又は子ども・子育て支援法の一部を改正する法律（令和元年法律第7号）による同法附則第2条の認定」とする。